

川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則

川崎市就学奨励規則（平成15年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「以下「受給希望者」という」を「小学校就学予定者の保護者を除く」に改め、「「校長」という。）」の次に「を経由して委員会」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず、」を削り、同項を同条第2項とする。

第5条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず、」を削り、「小学校就学予定者の保護者から」を「前条の規定による」に、「当該保護者」を「申請書を提出した者」に改め、同項を同条とする。

第6条第1項中「前条第1項」を「前条」に改め、「支給対象者」の次に「（小学校就学予定者の保護者を除く。次項から第4項までにおいて同じ。）」を、「返納」の次に「並びにこれらの方法の指定」を加え、同条第2項中「前条第1項の規定による認定を受けた」を削り、同条第3項中「請求書」の次に「及び校長の指定」を、「援助費を」の次に「支給対象者に支給し、又は」を加え、同条第5項中「前各項の規定にかかわらず、」を削り、「前条第3項」を「前条」に改め、「支給対象者」の次に「（小学校就学予定者の保護者に限る。）」を加え、「直接支給する」を「支給する」に改める。

第7条第1項中「第5条第1項の規定による認定を受けた」を「校長から援助費の支給を受ける」に改め、同条第2項中「支給対象者」を「同項に規定する支給対象者」に改め、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず、」を削り、「第5条第3項の規定による認定を受けた」を「委員会から援助費の支給を受ける」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

制 定 理 由

就学援助システムの稼働に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市就学奨励規則 平成15年2月20日教委規則第2号 (第1条～第3条 略)</p>	<p>○川崎市就学奨励規則 平成15年2月20日教委規則第2号 (第1条～第3条 略)</p>
<p>(支給の申請)</p>	<p>(支給の申請)</p>
<p>第4条 援助費の支給を受けようとする者（<u>小学校就学予定者の保護者を除く。</u>）は、就学援助費申請書（以下「申請書」という。）を児童生徒が在学する学校の長（以下「校長」という。）<u>を経由して委員会に提出しなければならない。</u> (削る)</p>	<p>第4条 援助費の支給を受けようとする者（<u>以下「受給希望者」という。</u>）は、就学援助費申請書（以下「申請書」という。）を児童生徒が在学する学校の長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。 2 <u>前項の場合において、校長は、援助費の支給が必要と認めるときは、受給希望者に係る世帯票を作成し、委員会に報告しなければならない。</u></p>
<p>2 援助費の支給を受けようとする小学校就学予定者の保護者は、申請書を委員会に提出しなければならない。 (削る) (削る) (支給対象者の認定)</p>	<p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、援助費の支給を受けようとする小学校就学予定者の保護者は、申請書を委員会に提出しなければならない。</u> (支給対象者の認定) 第5条 <u>委員会は、前条第2項の世帯票に基づき支給対象者を認定し、その結果を校長に通知するものとする。</u> 2 <u>校長は、前項の結果を受給希望者に知らせなければならない。</u></p>
<p>第5条 委員会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査して支給対象者を認定し、その結果について<u>申請書を提出した者に通知しなければならない。</u> (援助費の支給方法)</p>	<p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、委員会は、小学校就学予定者の保護者から申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査して支給対象者を認定し、その結果について当該保護者に通知しなければならない。</u> (援助費の支給方法)</p>
<p>第6条 前条の規定による認定を受けた支給対象者（<u>小学校就学予定者の保護者を除く。次項から第4項までにおいて同じ。</u>）は、援助費の請求、受領及び返納<u>並びにこれらの方法の指定</u>を校長に委任するものとする。</p>	<p>第6条 前条第1項の規定による認定を受けた支給対象者は、援助費の請求、受領及び返納を校長に委任するものとする。</p>

改正後	改正前
2 前項の規定による委任を受けた校長は、支給対象者について、就学援助費請求書により委員会に援助費を請求するものとする。	2 前項の規定による委任を受けた校長は、 <u>前条第1項の規定による認定を受けた支給対象者</u> について、就学援助費請求書により委員会に援助費を請求するものとする。
3 委員会は、前項の請求書及び校長の指定に基づき、援助費を <u>支給対象者に支給し、又は校長に交付するものとする。</u>	3 委員会は、前項の請求書に基づき援助費を校長に交付するものとする。
4 校長は、交付された援助費を支給対象者へ支給するときには、個人支給明細書を作成し、備えなければならない。	4 校長は、交付された援助費を支給対象者へ支給するときには、個人支給明細書を作成し、備えなければならない。
5 委員会は、前条の規定による認定を受けた支給対象者 <u>(小学校就学予定者の保護者に限る。)</u> に援助費を支給するものとする。 (援助費の交付停止等)	5 <u>前各項の規定にかかわらず</u> 、委員会は、前条第3項の規定による認定を受けた支給対象者に援助費を <u>直接支給するものとする。</u> (援助費の交付停止等)
第7条 委員会は、 <u>校長から援助費の支給を受ける支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は</u> 、校長に対し援助費の交付を停止し、又は返納を請求するものとする。 (1) 支給対象者の要件を欠くに至ったとき。 (2) 支給を必要としない事情が生じたとき。 (3) その他委員会が支給を不相当と認めたとき。	第7条 委員会は、 <u>第5条第1項の規定による認定を受けた支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は</u> 、校長に対し援助費の交付を停止し、又は返納を請求するものとする。 (1) 支給対象者の要件を欠くに至ったとき。 (2) 支給を必要としない事情が生じたとき。 (3) その他委員会が支給を不相当と認めたとき。
2 校長は、前項の規定により援助費の支給を停止し、又は返納を請求するときは、 <u>同項に規定する支給対象者に</u> 通知しなければならない。	2 校長は、前項の規定により援助費の支給を停止し、又は返納を請求するときは、支給対象者に通知しなければならない。
3 委員会は、 <u>委員会から援助費の支給を受ける支給対象者が第1項各号のいずれかに該当する場合は</u> 、当該支給対象者に対し援助費の支給を停止し、又は返納を請求するものとする。 (以下 略)	3 <u>前2項の規定にかかわらず</u> 、委員会は、 <u>第5条第3項の規定による認定を受けた支給対象者が第1項各号のいずれかに該当する場合は</u> 、当該支給対象者に対し援助費の支給を停止し、又は返納を請求するものとする。 (以下 略)